

平成26年度区立小・中学校等定期監査の結果

1 監査期間

平成26年11月4日（火）から平成26年12月17日（水）まで

2 監査の対象

平成25年度の財務に関する事務の執行及び財産の管理状況

3 監査対象部局及び日程

別添「平成26年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成25年度の財務に関する事務の執行及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則って、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を主眼点として実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 指摘事項

監査の結果、おおむね適正に事務が執行されていたが、一部の学校では、次のとおり是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

ア 現金の出納管理を適正に行うべきもの

部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費を、毎月の実績に応じて教育委員会事務局に請求し、翌月末に学校長口座への振り込みを受けていたが、生徒保護者への支払いをその都度行わず年4回に分けて支払っていた。また、生徒旅費の現金出納簿が作成されていなかった。

(第八中学校)

イ 契約事務を適正に行うべきもの

文房具等の購入に際して、同一業者や同種の別業者との契約について、同日や連日又は短期間に、見積書の徴取を1人とする1件当たりの金額5万円未満の契約を繰り返す

返し行っていた。

(油面小学校、鷹番小学校、第八中学校)

ウ サービス・給与関係の手続を適正に行うべきもの

(ア) 教職員及び区非常勤職員の年次有給休暇申請に手続漏れがあった。また、これにより翌年度への繰越日数を誤っているものがあった。

(菅刈小学校、中目黒小学校、油面小学校、鷹番小学校、不動小学校)

(イ) 教職員の夏季休暇申請に手続漏れがあった。

(中目黒小学校、油面小学校)

(ウ) 非常勤講師への研修命令権者は校長であるが、副校長が決定していた。

(碑小学校、第三中学校、第八中学校)

(エ) 超過勤務時間の算定を誤り、超過勤務手当を1時間分多く支給していた。

(第三中学校)

(オ) 定期券及び回数券等利用の場合の旅費の調整、旅行雑費の適用に誤りがあり、旅費の支給額に過払いや不足が生じていた。回数券等利用の場合の旅費の調整の誤りについては、学校の照会に対する教育委員会事務局の回答内容が正確を欠いたことに起因するものであった。

(菅刈小学校、碑小学校、中目黒小学校、鷹番小学校、不動小学校、第三中学校、第八中学校、東山中学校、教職員・教育活動課)

(2) 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

ア サービス・給与・旅費事務について

学校のサービス・給与・旅費事務については、都職員と区職員の別、職層・職種・勤務態様等の別により事務処理の取扱いに細かな相違があり、事務処理をミスがなく行うには事務に精通する必要がある。教育委員会と学校とが連携し、職層ごとの実務研修等を行い、事務の習得に努められたい。

(教育政策課、教職員・教育活動課、各学校)

イ 毒物劇物の管理について

毒物劇物に管理については、25年度の監査において、毒物劇物管理簿の標準化、記載の徹底等、適正な管理に努めるよう意見・要望を述べたところである。今回の監査ではいずれの学校もおおむね適切に管理を行っていることが認められた。教育委員会において、これまでの監査結果を踏まえ、校内での重大事故を未然に防止する観点から、改めて「学校内に保管している薬品類、刃物類等の管理の徹底について（平成

26年3月7日付け目教指第9103号)」を学校に通知し、「医薬用外毒物劇物管理簿」における管理責任者の関与を明確にするなど、毒物劇物の適正な管理に取り組んだことが効果を上げていていると考えられる。今後とも、厳正な保管・管理が全ての学校で履行されるよう努められたい。

(教育指導課、各学校)

ウ 学校図書館機能の向上等について

(ア) 25年度の監査においては、図書標準に対し蔵書率が低い学校があり、蔵書の充実やスペースの改善など学校図書館機能の向上に努めるよう意見・要望を述べたところである。全体の蔵書率でみると、小学校は、24年度93.9%に対し25年度は100.7%となり、中学校は、24年度77.7%に対し25年度は83.5%となり、それぞれ向上している。一方、各校の蔵書率についてみると、小学校では、46.9%~175.3%であり、100%を超えた学校は9校であった。中学校では、60.3%~107.9%であり、100%を超えた学校は2校であった。図書の整備状況については、かなり低い学校もあり、各校で相違が見受けられるところである。

区立図書館等のリサイクル本の活用を含め、引き続き蔵書の充実等に努められたい。

(イ) 学校図書館ボランティア・図書館支援員による図書の整理や装飾、読み聞かせなどの支援活動が行われており、学校図書館蔵書管理システムの活用や図書の閲覧・展示の工夫、推薦図書・推薦文の掲示など積極的に取り組まれていた。今後とも、魅力ある学校図書館の環境整備に努められたい。

(ウ) 図書購入費の執行状況については、第4四半期に予算の約5~7割を執行している学校が複数校見受けられた。当該年度の予算が有効に用いられるよう、購入時期を考慮し、計画的な購入に努められたい。

(エ) 一部の学校図書館においては、閲覧用の椅子を備品購入費で購入していたが、生徒用椅子、事務用椅子に比べかなり高額であった。受注生産のため単価が高くなっているとのことであったが、図書の閲覧機能から見て、適切な範囲での購入に努められたい。

(学校運営課、各学校)

エ 備品の適正管理等について

(ア) 備品管理システムにより演台等の備品をリサイクル活用し、経費を節減している例が見受けられた。新たな備品の購入に先立ち、備品管理システムに登録されているリサイクル備品の活用について検討されたい。

また、デジタル生物顕微鏡など機能性の高い備品を新たに購入している学校があった。このような機能性の高い備品については、保有や授業での活用事例の紹介など各校で情報を共有し、可能な備品についての貸出しを含め、より充実した授業となるよう備品の有効活用に努められたい。

(イ) 目黒区物品管理規則においては、供用備品総括表を備え、品名ごとに整理しておくこと、使用状況については、毎年度1回以上検査しなければならないことなど、備品の適正な管理について定めている。

備品の管理については、各学校とも年1回程度、担当教員や事務職員が備品リストを用いて備品の所在確認を行っていた。しかしながら、その結果を上司に報告していない学校が見受けられた。

各学校においては、備品点検実施要領等に基づき、備品総括表に掲げられている備品と現物を定期的に照合・確認し、上司に報告するなど、備品の適正な管理に努められたい。

(各学校)

7 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査では、全体的に経費の効率的な執行に努めており、おおむね適正に学校施設の管理運営がなされていることが認められた。特に、毒物劇物の管理については、教育委員会と学校とが連携し取り組んだ成果が認められたほか、学校の演台を備品のリサイクル品から調達したり、区立図書館のリサイクル本を利用して蔵書を増やすなど、限られた予算を児童・生徒のために効果的に使う努力も伺えた。

しかしながら、一部の学校においては、指摘事項とせざるを得ない不適切な事務処理や改善について検討が必要な事項が見受けられた。これらの指摘事項には、これまでの監査において繰り返し指摘等を行っているものもある。

今回の監査で指摘等を行った学校はもとより、監査対象以外の各学校も含め、教育委員会事務局とも指摘事項等の情報を共有し、教育委員会と学校とが連携して事務改善等を図り、組織として日常的な点検・確認を徹底し、適正な事務執行に取り組まれない。

なお、事務局職員による書類調査の際、軽微な事項については、口頭により各学校長、副校長及び事務担当者に注意したので、この点についても対応を図られたい。

以 上